

海外富裕層旅行者の誘客促進事業委託業務企画提案募集要領

「海外富裕層旅行者の誘客促進事業委託業務」（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

第1 募集事項

1 案件名 海外富裕層旅行者の誘客促進事業委託業務

2 業務目的

2019年の訪日外国人旅行消費額が4兆8千億円（速報値）を超えるなど、観光が日本の経済成長の主要産業になりつつある中で、東北においてもその効果を最大限に取り込んでいくためには、外国人旅行者の誘客はもとより、滞在日数や消費額の拡大を図る必要がある。

このため、富裕層を対象とした前年度事業の成果を踏まえ、ゴールデンルート等と組み合わせた訪日富裕層旅行者の「セカンドデスティネーション」として東北の認知度を高めるとともに、富裕層向け旅行会社における商品造成の支援や富裕層向け商談会への参加等により、富裕層旅行者の誘客促進を図る。

3 契約期間

契約締結の日から令和3年3月15日まで

4 実施場所

青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県及び宮城県（以下「東北6県」という。）

5 契約の相手方の選定

本業務は、東北6県及び仙台市との連携事業であり、宮城県が幹事県として公募による企画提案を募集し、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定し、契約予定者とする。

6 業務内容

「海外富裕層旅行者の誘客促進事業」業務委託基本仕様書（案）のとおり

第2 応募資格

1 企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。

(2) この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

(3) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

(4) 当該業務の円滑な履行ができる実施体制が整備できること。

2 上記1を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記1を満たさなければならない。

また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

第3 スケジュール（予定を含む。）

1	企画提案募集開始	令和2年3月19日（木）
2	企画提案に関する説明会参加申込期限	令和2年3月24日（火）
3	企画提案に関する説明会	令和2年3月25日（水）
4	企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和2年4月2日（木）
5	企画提案書作成等に関する質問への回答期限	令和2年4月6日（月）
6	企画提案への参加申込期限	令和2年4月9日（木）
7	企画提案書の提出期限	令和2年4月16日（木）
8	企画提案書の選考（予定）	令和2年4月21日（火）または 令和2年4月23日（木）
9	企画提案書の選考結果の通知（予定）	令和2年4月下旬

第4 応募手続

1 企画提案に関する説明会

企画提案への参加を検討している者は、可能な限り、以下により開催する説明会に参加すること。
（説明会への参加は、企画提案参加の要件とはしない。）

（1）開催日時 令和2年3月25日（水）午後4時から（30分程度）

（2）開催場所 一般社団法人東北観光推進機構 会議室

住所：〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-2-13 仙建ビル8階

電話：022-721-1291

（3）説明内容

① 業務の概要

② 質疑応答

※ 広域連携事業の事業調整機関である一般社団法人東北観光推進機構が、説明等の対応を行う予定です。

（4）参加申込方法

① 事業者名、出席者名を記載し、電子メールにより提出すること。

なお、説明会への出席者は2名以内とする。

② 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

koryu@pref.miyagi.lg.jp（宮城県経済商工観光部国際企画課交流推進班）

③ 申込期限 令和2年3月24日（火）午後3時まで（必着）

2 企画提案書作成等に関する質問の受付

（1）受付期限 令和2年4月2日（木）午後3時まで（必着）

（2）提出方法

イ 指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。

ロ 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

koryu@pref.miyagi.lg.jp（宮城県経済商工観光部国際企画課交流推進班）

ハ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受付しない。

（3）回答方法

質問に対する回答は、令和2年4月6日（月）までに宮城県経済商工観光部国際企画課ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

3 企画提案への参加申込

(1) 提出書類

イ 企画提案参加申込書（様式第2号） 1部

ロ 宣誓書（様式第3号） 1部

ハ 同種・類似業務の受託実績（任意様式） 1部

- ・官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。
- ・過去2年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。

(2) 提出期限 令和2年4月9日（木）午後3時まで（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。

(4) 提出先 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1
宮城県経済商工観光部国際企画課（宮城県庁行政庁舎14階）

4 企画提案書の提出

(1) 提出書類 企画提案書 10部

（任意様式。A4版片面印刷。表紙と目次を除き30ページ以内、カラー印刷も可）

(2) 企画提案書の構成 別紙「企画提案書の構成等について」のとおりとする。

(3) 提出期限 令和2年4月16日（木）午後3時まで（必着）

(4) 提出方法 持参又は郵送とする。

(5) 提出先 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1
宮城県経済商工観光部国際企画課（宮城県庁行政庁舎14階）

第5 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

宮城県が設置する選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、優れていると判断される事業者を1者選定して業務委託候補者とする。

2 企画提案書の選考

(1) 実施日 令和2年4月21日（火）または23日（木） ※実施時間は別途定める。

(2) 実施会場 一般社団法人東北観光推進機構 会議室

住所：〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-2-13 仙建ビル8階

電話：022-721-1291

(3) 実施方法

- ・出席者は1提案につき2名以内とする。
- ・1応募者あたりの持ち時間は、15分以内（説明10分、質疑応答5分）とし、県が指示した時間から順次、個別に行うものとする。
- ・事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。
- ・プロジェクト等の使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。
なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。

(4) 選考結果の通知

審査終了後は速やかに全ての企画提案書提出者に審査結果を通知する。

(5) 選考結果の公表

審査終了後、全ての企画提案者の名称及び評価点を公表する。ただし、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。

第6 評価基準・配点

1 次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

(1) 業務実施の方向性及び全体計画（配点25点）

- ① 業務実施体制は連携先企業の支援等を含め、効果的・安定的に業務を実施できる体制か。また、類似業務の十分な実績を有しているか。加えて、業務実施の方向性、スケジュール、経費配分及び業務の効率性は適切か。（15点）
- ② 6県1市の広域連携事業として効果的な取組となっているか。（5点）
- ③ 前年度事業の成果を踏まえた効率的な取組となっているか。（5点）

(2) 業務別の内容（配点75点）

- ① 「FAM トリップの実施」については、欧米エリアにおける東北への誘客促進や商品造成に資する内容となっているか。（10点）
- ② 「富裕層向け国内旅行会社、コンシェルジュ協会等関係者による視察等の実施」については、ターゲット国における東北への誘客促進や商品造成に資する内容となっているか。また、参加者間や参加者と域内関係者との関係性向上を図る効果的な内容となっているか。（10点）
- ③ 「セールスコールの実施」については、欧州エリアにおける東北への誘客促進や商品造成に資する内容となっているか。また、他の取組項目と連動した効率的な内容となっているか。（5点）
- ④ 「富裕層向け商談会への参加等」については、ILTM等の富裕層旅行商談会の参加実績を有し特徴を理解するとともに、東北への誘客促進につながる実効的な商談を行うための提案がなされているか。（5点）
- ⑤ 「富裕層向けメディア等の活用等」については、欧米エリアの富裕層旅行者に対し、東北の認知度向上を図ることができるインフルエンサーや発信媒体を提案しているか。また、前年度事業で制作したパンフレットを効果的に活用する内容となっているか。（10点）
- ⑥ 「富裕層向け体験型プログラム造成等」については、富裕層旅行者が満足する体験型プログラムの造成に向け、域内関係者と連携しながら、ワークショップや磨き上げを効果的に実施する内容となっているか。（15点）
- ⑦ 「富裕層マーケット報告会」については、前年度事業の富裕層マーケットに関する調査等を踏まえ、受入環境の向上に向けて、域内関係者の理解促進を図る内容となっているか。（10点）
- ⑧ 「相乗効果が期待できる独自の提案」については、富裕層旅行者の入込拡大につながる効果的な提案がなされているか。（10点）

2 事業費（委託上限額）

本業務に係る事業費（委託上限額）は、7,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

なお、本業務は東北6県及び仙台市の連携事業のため、業務の総額49,000,000円

(7,000,000円×7自治体)で提案するものとする。

第7 失格事由

- 1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。
 - (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
 - (2) 本実施要領等に従っていない場合
 - (3) 選考に参加しなかった場合
 - (4) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
 - (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
 - (6) 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案を行った場合
 - (7) 発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- 2 その他
 - (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」(様式第4号)を提出すること。
 - (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
 - (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
 - (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

第8 その他必要な事項

- 1 契約に関する条件等
 - (1) 成果物の利用(二次利用等)

本業務による成果又は成果物の著作権は東北6県および仙台市に帰属するものとし、各県市は本業務の成果物を、自ら使用するために必要な範囲および各県市が認める場合において、随時利用できるものとする。
 - (2) 機密の保持

受注者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
 - (3) 個人情報の保護

受注者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例(平成8年宮城県条例第27号)を遵守しなければならない。
- 2 その他
 - (1) 企画提案書の取り扱い

提出された提案書は、原則として返却しない。
 - (2) 提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取り消しは認めない。
 - (3) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

- (4) 本業務により得られた成果は、全て東北6県及び仙台市に帰属するものとする。
- (5) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期または取り止めることがある。
- (6) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、東北6県及び仙台市と業務委託候補者で協議の上、決定する。
また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次東北6県及び仙台市と協議することとする。
- (7) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定する。
- (8) 本業務の実施については、令和2年2月から開会中の宮城県議会定例会における令和2年度宮城県一般会計予算の議案をはじめ、東北6県等の議案の議決の状況により変更する可能性がある。また、本業務における東北観光復興対策交付金の交付決定がなされるまでは、契約行為を行うことはできないこととする。

企画提案書の構成等について

1 企画提案書の構成

企画提案書は以下の項目順に作成すること。

(1) 表紙

「法人名」「住所」「代表者名」「担当者名（所属，職，氏名）」「連絡先（電話番号及びファクシミリ番号，電子メールアドレス）」を記載すること。

(2) 目次

(3) 現状及び課題の分析と課題解決に向けた業務実施の方向性

東北の観光資源に関する認知度および東北への来訪需要に関する現状と課題を分析した上で，課題解決に向けた業務実施の方向性を示し，(4) 以下の内容に反映させること。

(4) 業務の全体計画

- ① 業務全体の流れ（フロー図等を用いて説明）
- ② 業務実施のスケジュール

(5) 業務内容別の説明

- ① 富裕層向け旅行商品の造成支援等
- ② 富裕層向け商談会への参加等
- ③ 富裕層向けメディア等の活用等
- ④ 富裕層向け体験型プログラムの造成等
- ⑤ 富裕層向けマーケット報告会の開催等
- ⑥ 相乗効果が期待できる独自の提案

(6) 事業の実施体制

事務局の人数と役割など，事業の実施体制を記載すること。

(7) 概算見積書

- ① 本業務は東北6県及び仙台市による広域連携事業となることから，宮城県が委託する本業務に対する概算見積書に加え，東北6県及び仙台市に対しての概算見積書も合わせて提出すること。
- ② 概算見積書は，業務内容別に区分し，さらに実施する取組ごとに金額を記載すること。

2 企画提案書の仕様

(1) 提案数 1者につき1案

(2) ページ数等

A4版片面印刷，表紙と目次を除き，30ページ以内，カラー印刷も可

(3) 提出部数 10部